

第3回情報法制シンポジウム 開催報告

情報法制研究所 事務局

開催報告

去る2019年6月15日(土)、第3回情報法制シンポジウムが東京大学伊藤国際学術センターにて開催された。あいにく、梅雨の真ただ中ということもあり、朝から強い雨が降り続いていたが、計180名を超える多くの方に足を運んでいただいた。

ここでは、シンポジウム当日の様子を振り返ることとしたい。なお、文中意見にかかる部分は、筆者の意見であることをあらかじめ申し添える。

鈴木 正朝氏(JILIS 理事長)が開会挨拶を述べると、さっそく小島 立氏(九州大学准教授)による最初の報告「海賊版サイト対策と静止画ダウンロード違法化問題」が始まった。

小島氏は、2018年秋に開始された「ダウンロード違法化」の議論について、文化審議会著作権分科会の「法制・基本問題小委員会」の委員として検討に携わり、法案提出に向けて政治プロセスに移った後も、関係者・団体と連携して尽力されており、最終的な法案提出見送りに至るまでの経緯を緊迫感そのままに説明した。政府における議論の渦中にいらした経験を踏まえ、著作権法についての現代的諸課題を考える際、多様なアクターを巻き込んでいくこと及び審議に十分な時間を確保することの重要性を示唆して報告を締めくくった。

続いては、平野 敬氏(弁護士)による「コインハイブ事件横浜地裁無罪判決」についての報告であった。

2011年改正で新設された規定、刑法168条の2不正指令電磁的記録に関する罪(以下、「ウイルス罪」という。)について、罪状の沿革や構成要件など、丁寧な解説があった。

上記前提知識のインプットのあと、実際に平野氏がコインハイブ事件訴訟に関わった経験に照らし、刑事手続きに携わる捜査官等のITに関する知識不足や「令状の自動販売機」現象(=裁判所は、警察の要請に応じて厳重な審査なしに令状を発行している)等を指摘しつつ、事件の経緯及び裁判における争点が説明された。さらに、ウイルス罪の構成要件要素である「反意図性」と「不正性」、「実行供用目的性」について横浜地裁の判断を解説しながら、控訴審では「反意図性」の判断枠組みについて、「信頼を害しているか」という要素を基準にするよう主張していきたいとの言及があった。

昼休み休憩ののち、にわかに話題となった「信用スコア」問題についてのパネル討議が行われた。2019年7月からのYahoo!スコア本格運用を報じるニュースを踏まえ、本シンポジウムのテーマの1つとして信用スコアを取り上げようと決定されたのは、開催のわずか4日前であった。

信用スコアが急速に普及した中国の事例を紹介しながら、庄司 昌彦氏(武蔵大学教授)から信用スコアの現状について説明があった。岩下 直行氏(京都大学教授)からはアメリカにおけるFICOスコアの現況が紹介され、金融関係情報のみをもとに生成され、与信判定にのみ使用・評価はユーザーに対して非公開という説明がなされた。

討議では、アメリカと同様、日本においても従来から主に金融業界において「個人信用情報機関」が個人の情報を収集し、与信判断に活用されてきたが、信用スコアは金融に関する場面にとどまらず広く活用される点において、これまでの仕組みとは異なるとの指摘がなされた。折田 明子氏(JILIS 上席研究員・関東学院大学准教授)は、Yahoo!スコアについて利用者の同意を取っているとは言い難いとし、知恵袋の活用状況などのオンラインで

の行動がオフラインでの評価に繋がることへの違和感を指摘した。また、藤代 裕之氏（法政大学准教授）から、スコアを意識して知らず知らずに「（スコアリングを行う事業者にとっての）良いユーザー」となるよう自らの行動を変えてしまうことにより、内心の自由が脅かされる危険性について言及があった。

一方で、これまでとは違った方法・評価軸で信用力を評価することにより、フリーランスや若者などをエンパワーできるという、信用スコアの可能性について庄司氏が指摘した。

質疑応答では、成原 慧氏（JILIS 上席研究員・九州大学准教授）より、「個人の自立的な判断が害され、全体行動が誘導されかねないというリスクを意識しながら、現状をよく観察しつつ、立法規制や自主規制のいずれが適当か考えていくべき」との意見が上がった。

モデレーターの鈴木氏は、スコアリング事業への参入を予定している企業が他にもある中で、個人情報保護法の3年後見直しにかかる検討において信用スコアの議論も含まれるべきであり、今後も検討していきたいと討議を結んだ。

次に、捜査関係事項照会問題研究 TF からの報告が続いた。指宿 信氏（成城大学教授）から捜査関係事項照会の現状について説明があり、捜査関係事項照会を発出する捜査機関に対してしっかりとした規制が必要との示唆があった。続いて、通信の秘密については令状によって、通信の秘密に該当しない個人情報については捜査関係事項照会によって捜査機関に提供している実態を紹介しつつ、データの機微度と手続きの厳格性の整合が取れていない状況を丸橋 透氏（JILIS 上席研究員・明治大学教授）が指摘した。

そのほか、捜査関係事項照会に対応する企業サイドの対応として、透明性レポートの公表の取り組みについて新美 融氏（JILIS 研究員）から発表があった。

また、国際的な観点からは、加藤 尚徳氏（JILIS 上席研究員）、板倉 陽一郎（JILIS 参与・弁護士）より、EU の十分性認定にあたって、捜査関係事項照会をはじめとするガバメントアクセスについての EU 側から懸念が示されており、国内で完結する問題ではないという問題提起がなされた。

さらに、江口 清貴氏（JILIS 専務理事）、鶴巻 暁氏（JILIS 上席研究員）から、企業としては、当該情報提供が適切か否かの判断を行うことが難しく、過剰な負担と責任を負ってしまっている現状について言及があった。こうした現状に対し、適切なガイドラインを制定の上、企業のみならず警察全

体にも周知を図っていく必要があるとの指摘がなされた。

モデレーターの鈴木氏は、現状のままでは EU の十分性認定維持に支障を来しグローバルなデータ流通が阻害される可能性に触れ、捜査機関の透明性を高める必要性も示唆しつつ、今後、捜査関係事項照会にかかるガイドラインを作成し、ルール化に向けて報告書という形でまとめるという予定が示された。

最後に、秘密計算技術応用研究 TF からの報告が行われた。様々なデータの合算集計処理を行おうとした際、個人情報保護の観点から集計者における合算処理が不可能であることから、データを秘匿したまま処理できる秘密計算技術のニーズが高まっている。まず、板倉氏から、旧 EU データ保護指令の下でエストニアにおいて実施された PRIST という秘密計算処理プロジェクト（税情報と大学が持つ教育情報を合算処理し、「仕事量」と「留年」の関係性を明らかにしようとするもの）の紹介があり、当該プロジェクトにおける処理は個人データの処理に該当しないとしてエストニアのデータ保護機関が判断している等の説明がなされた。続いて、竹之内 隆夫氏（日本電気株式会社）による秘密計算技術の概要説明も踏まえながら、こうした秘密計算技術は個人データの「提供」に該当するか否かについて検討し、現行法上、法に抵触することなく行うことが可能との結論を得たとの発表が高木 浩光氏（JILIS 理事）よりなされた。

秘密計算技術についてはシンポジウム開催の翌週に検討結果をまとめたレポートを提出する予定であるが、討議の中で、個人情報保護法3年後見直しにかかる議論において導入が検討されている「仮名化」などについて、今後新しく取り組んでいきたいとの意見が示された。

閉会に当たっては江口氏があいさつし、今後も法律家に限らず多くの人を掛け合わせ、議論しながら“こうあるべき”という道を作っていきたいと述べ、積極的な参画を会場に呼び掛けてシンポジウムを締めくくった。

末尾となるが、開催に向けてご尽力いただいたすべての関係者に謝意を表し、本シンポジウムの開催レポートとしたい。

一般財団法人情報法制研究所（JILIS）主催 第3回情報法制シンポジウム

1. 日時：2019年6月15日（土）10:00～（開場：9:30）
2. 会場：東京大学 伊藤国際学術センター 地下2階 伊藤謝恩ホール
3. 共催：情報法制学会（ALIS）



プログラム

司会：庄司 昌彦（JILIS 上席研究員・武蔵大学 教授）

| | |
|---------------|---|
| 10:00 ~ | 開会挨拶 鈴木 正朝 JILIS 理事長・新潟大学 教授・理研 AIP) |
| 10:05 ~ 11:15 | 報告「海賊版サイト対策と静止画ダウンロード違法化問題」 小島 立 九州大学 准教授 |
| 11:20 ~ 12:30 | 報告「コインハイブ事件横浜地裁無罪判決」 平野 敬 弁護士 |
| 13:30 ~ 14:30 | パネル「信用スコア問題」 岩下 直行 京都大学 公共政策大学院 教授 折田 明子 JILIS 上席研究員・関東学院大学 准教授 庄司 昌彦 JILIS 上席研究員・武蔵大学 教授 鈴木 正朝 JILIS 理事長・新潟大学 教授・理研 AIP 藤代 裕之 法政大学 准教授 |
| 14:30 ~ 16:10 | 捜査関係事項照会問題研究 TF 報告（主幹理事：鈴木 正朝） 報告とパネル「捜査関係事項照会の企業対応：論点整理案」 板倉 陽一郎 JILIS 参与・弁護士 指宿 信 成城大学 教授 加藤 尚徳 JILIS 上席研究員・神奈川大学非常勤講師 鈴木 正朝 JILIS 理事長・新潟大学教授・理研 AIP 鶴巻 暁 JILIS 上席研究員・弁護士 新美 融 JILIS 研究員 丸橋 透 JILIS 上席研究員・明治大学 教授 |
| 16:20 ~ 17:50 | 秘密計算技術応用研究 TF 報告（主幹理事：高木 浩光） 報告 高木 浩光 JILIS 理事 パネル「個人データの秘密計算による統計利用」 高木 浩光 JILIS 理事 板倉 陽一郎 JILIS 参与・弁護士 竹之内 隆夫 日本電気株式会社 |
| 17:50 ~ 17:55 | 閉会挨拶 江口 清貴 情報法制研究所専務理事 |